

# 区役所のあり方に関する検討報告書

## 資 料 編

平成22年12月

さいたま市区役所のあり方検討委員会

**資料1** さいたま市区役所のあり方検討委員会設置要綱

**資料2** さいたま市区役所のあり方検討委員会 委員名簿

**資料3** さいたま市区役所のあり方検討委員会開催状況

**資料4** 委員発言集

**資料5** 区役所の窓口サービスに関するアンケート調査

**資料6** さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

**資料7** 政令指定都市の区役所組織

**資料8** 政令指定都市の区長権限

## さいたま市区役所のあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 区における行政の総合的な推進に関し必要な施策について検討するため、さいたま市区役所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 区役所の窓口等業務のあり方に関する事。
- (2) 区長の権限に関する事。
- (3) その他区役所のあり方を見直すために必要な事項に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民代表者（公募による市民、関係団体構成員及び企業関係者）及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、原則として公開とする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市民・スポーツ文化局区政推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

さいたま市区役所のあり方検討委員会  
委員名簿

		氏 名	所属団体等	備 考
1	委員長	齋藤 友之	国立大学法人 埼玉大学	
2	副委員長	兼杉 文子	さいたま商工会議所	
3	委員	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会	
4	委員	大澤 謙治	さいたま市民生委員児童委員協議会	
5	委員	川鍋 隆	財団法人 埼玉りそな産業協力財団	
6	委員	木村 美穂	公募	
7	委員	國島 徳正	公募	
8	委員	柴原 順治	公募	
9	委員	須藤 順子	公募	
10	委員	富樫 久江	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会	
11	委員	丸山 繁子	さいたま市リサイクル女性会議	
12	委員	渡辺 紀子	さいたま市PTA協議会	
13	委員	島田 正壽	さいたま市 行財政改革推進本部長	
14	委員	吉野 啓司	さいたま市 総務局長	平成22年4月1日から
15	委員	小山 茂樹	さいたま市 市民・スポーツ文化局長	平成22年4月1日から
16	委員	鶴田 修	さいたま市 見沼区長	平成22年4月1日から
17	委員	都倉 正敬	さいたま市 桜区長	平成22年4月1日から
	委員	利根 昇	さいたま市 市民局長	平成22年3月31日まで
	委員	松村 文男	さいたま市 北区長	平成22年3月31日まで
	委員	島田 昇二	さいたま市 南区長	平成22年3月31日まで

## 区役所のあり方検討委員会開催状況

回	日時・会場	内容
1	平成22年2月5日(金) 午前10時~午後12時20分 市民会館うらわ 603集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しあわせ倍増プラン2009」について</li> <li>・さいたま市の区政制度の現状について</li> <li>・さいたま市における区政推進施策の概要(推移)について</li> <li>・当委員会における検討範囲・内容について</li> <li>・全体スケジュールについて</li> <li>・市民アンケート調査について</li> <li>・その他</li> </ul>
2	平成22年3月26日(金) 午後2時~午後4時40分 市役所議会棟2階 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回委員会資料に関する質問・意見等について</li> <li>・区長在職期間一覧について</li> <li>・区役所あり方見直しプロジェクトチーム構成メンバー一覧表について</li> <li>・市民アンケート調査について</li> <li>・窓口等業務の役割分担に関する調査について</li> <li>・第3回以降のスケジュールについて</li> <li>・その他</li> </ul>
3	平成22年4月28日(水) 午後2時~午後4時 市役所議会棟2階 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の窓口サービスに関するアンケート(報告)</li> <li>・区役所の位置づけ・基本的役割について</li> <li>・区長の組織権限、人事配置権限について</li> <li>・その他</li> </ul>
4	平成22年5月26日(水) 午後1時30分~午後3時40分 市役所第二別館 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所で行うべき業務について</li> <li>・局等へ集約すべき業務について</li> <li>・その他</li> </ul>
5	平成22年6月29日(火) 午後1時55分~午後4時30分 市役所議会棟2階 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の窓口サービスに関するアンケート調査について(報告)</li> <li>・区役所のあり方に関する検討報告書(素案)について</li> <li>・その他</li> </ul>
6	平成22年8月27日(金) 午後1時30分~午後3時30分 浦和区役所保健センター5階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所のあり方に関する検討報告書(案・第2稿)について</li> <li>・その他</li> </ul>
7	平成22年10月20日(水) 午前10時~ 市役所議会棟2階 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員提案に対する検討結果について</li> <li>・区役所のあり方に関する検討報告書(最終案・第3稿)について</li> <li>・その他</li> </ul>

## さいたま市区役所のあり方検討委員会

### 委員発言集（第1回～第6回）

#### はじめに

- ・区には特性があり、区民が求めているものが違うところもあるはずなので、全部一律ということも必要だとは思いますが、ある一点では差別化して行くということも必要。

#### さいたま市の区政制度について

##### 検討にあたって

- 1 検討にあたっての前提（検討範囲）
- 2 検討内容
- 3 検討の視点

- ・サービスを受ける側（市民）と提供する側（行政）のズレ。（市民目線・市民起点による検討）
- ・最終的には、区役所のあり方の見直しのゴールは「市民の満足度アップ」。
- ・いかにして市民に満足していただけるかという検討（視点）が必要。
- ・本当に効果があるのか、住民活動の自由度が増すのか、区長の権限が拡大するのか。
- ・市民であるという視点を忘れないことが大事。市民目線でのメッセージを伝えること。どのようにしたら市民が本当に満足できる区役所になるのかというところを基本に置くべき。
- ・業務を分割することによって損失する部分もある。束になって人材を確保しておいた方が効率いい場合もある。
- ・効率性も考えて行かなければいけない。
- ・現場に近いところは現場でやる。
- ・市民に一番近いところが区役所。
- ・本庁と区役所の権限の配分、市民本位の区役所をつくるということ。  
対住民サービスを考えれば、区役所は第1義的な拠点機関。
- ・区役所というのは行政の一番最先端の窓口。

## 区役所の位置づけ・基本的役割

1. 政令指定都市移行時の基本的役割
2. 基本原則
3. 新たな位置づけ・基本的役割
4. 本庁と区役所の事務配分
5. 区役所改革の基本方針

- ・市民と直結する区の声をしっかり把握するすべを。(連携・媒介・補完)
- ・対住民サービスを考えれば、この拠点機関というのは、第1義的な拠点機関。
- ・区役所というのは行政の一番最先端の窓口。
- ・市民に一番近いところが区役所。本庁の事務については、もう少し大きいくくりでの計画とか管理とかになる。(身近な)
- ・区役所の位置づけとして、もう少し、「身近な」とか「第1義的な」という部分が強調された方がよい。
- ・地域振興と言ったときには、普通、一般市民から考えると、経済開発的なものを思い出してしまう。広報・広聴・安全といったくくり方の中には、通常、地域振興は入ってこない。
- ・何を基にどのような形で区長が区民の要望を把握し、予算計上するのかというところが一番重要。そういう意味で、基本役割が重要。(住民ニーズの施策への反映の拠点であること)
- ・市民本位の地域振興とか自主企画を行おうとするなら、ある一定レベルで区に完結させるべき。その方が透明性が高まり市民に対する説明責任を全うできる。
- ・役割分担の中で、本庁の事務の中に、区役所の事務をフォローする、というようなものを明確に分掌として示すべき。
- ・基本的役割のキーワードとして、「市民の満足度アップ」を入れるべき。基本的な役割の最終的な効力は、やはり市民の満足度アップ。これを、どこか一番最初に表現されれば、より明確になる。
- ・本庁が区を補完するという考え方、本庁の補完機能、事務配分のところの基本原則として入れた方がよい。「市民満足度」については、区役所の基本的な役割のあたりに入れた方がよい。
- ・役割分担として、区はあくまでも、市全体の計画に関しては、窓口的な形で市につなげるといことは、今までも出来ている。それを、より充実した形で、「補完する」という言葉を入れた方がよい、ということであれば。
- ・本庁と区役所の仕事の配分を明確にしながら、お互い連携を取っていただきたい。お互い連携の意識を強く持つとより良いのではないか。  
区役所を拠点機関というとき、市民を巻き込む中間支援的な拠点としての機関なのではないかと理解している。市民に開かれた行政を展開し、区政へ市民参加を進めていくための拠点機関として区役所がある、ということも大事な視点。
- ・区役所というのは、市役所という大きな行政体と、区民という住民をつなぐ媒介機関である、という新しい視点。区が区民に対して積極的に情報を開示していかなければならない、コミュニティを促進するような活動を促していかなければいけない、ということが、媒介機関という位置づけによって、より明確になる。これは、文言上で明確に整理する。



- ・拠点とは何なのかといったとき、振興の拠点としての区役所の役割には、観光・農業、そういったものが入ると思う。
- ・今、本庁10：区0という事務が多い中で、5なり6なりを区へ持って行き、その中に地域政策も入れるべき、という観点で事務の分掌を決めていけば、ある程度役割分担として相互支援とか相互連携といった点も整理できて行くのではないか。
- ・区役所と管内施設との情報の共有。
- ・現場に近いところは現場でやる、というのが区役所の考え方。区役所が肥大化するのではなくて、むしろ肥大化しているのは本庁。頭でっかちになっている、現在は。それを是正するのが我々の本来あるべき役目。従って、区役所が肥大化するという考え方は、あえて取る必要はない。むしろ、市民に近いところで業務・行政サービスをしてもらうという考え方にすることが区役所の大きな役割、あるべき姿なのではないか。
- ・これから高齢化、老老介護になって行くのに、支所を通り越して、区役所まで行かなければできない業務がたくさんある。

## 区役所の新しい役割分担

### 1．基本的な考え方

### 2．役割分担

#### (1) 現状・課題と対応策

#### (2) 区役所で行うべき窓口等業務の整理

#### (3) 局等へ集約すべき業務の整理

- ・最終的には、区役所のあり方の見直しのゴールは「市民の満足度アップ」。
- ・ある程度包括的に区に自立性の高い権限を与えた方が、後々市民参加ということ考えると、区役所自体が非常に使い勝手のいいものになる。役割分担を検討する中で組織の権限、人事権、予算権なりというものを補足的に検討して提言すればパワーアップ出来るだろう。
- ・事務権限は権限、役割は役割として配分された後に、そこに地域特性に応じて濃淡を出すのが、組織編制権、人事配置権、予算編成権。その地区の特性にあった活動、あるいは組織というものを作ることが出来る。役割分担はある程度一律であっても、補正化を表すための道具として予算編成権なり、組織編制権、人事配置権があると、係レベルのスクラップアンドビルドをするだけでも、特性に見合った組織作りは可能。
- ・さいたま市の区役所機能（役割）は低いと思われる。他の政令市との組織表の比較から、さいたま市にはないと考えられる業務が散見される。地域振興課、こども家庭課、地域福祉課、土木・建設
- ・区役所は、分権社会を見据え、地域振興の拠点としてある、とあるが、市民目線から見ると、ここに一番不十分な点がある。
- ・市民に近いところで業務・行政サービスをしてもらうという考え方にすることが区役所の大きな役割、あるべき姿。

- ・防災というのは非常に重要な命題である。区役所には、この危機管理・防災に対応する体制が組織的にも見あたらない。日頃、区役所の不十分な点として見ている。
- ・例えば、観光とか商工業とか農業とか、これを全部本庁で行おうとしているから色々な問題が出てくる。観光とか商工業とか農業とか、区によって地域特性が沢山あるので、そういった事務をどこでやったらよいかという議論が必要。
- ・拠点とは何なのかといったとき、振興の拠点としての区役所の役割には、観光・農業、そういったものが入ると思う。
- ・今まで区になかったものが、政策。今回権限の移譲の関係で一番議論されるべき内容は、地域政策みたいなものをどうするのかという部分。地域の独自性、区間競争等を行う上では、政策をどうするのかという部分を詰める必要がある。
- ・今、本庁10：区0という事務が多い中で、5なり6なりを区へ持って行き、その中に地域政策も入れるべき、という観点で事務の分掌を決めていけば、ある程度役割分担として相互支援とか相互連携といった点も整理できて行くのではないか。
- ・現在各区にあるコミュニティセンターや公民館など、なぜ区役所にあるコミュニティ課で把握をしないのか。公民館活動の人材などの情報も行きかかっていない。
- ・公民館、コミュニティセンター、児童センターの駐車場を有効活用するような手立ても、所管課が違うのでうまく行っていないのではないか。そのあたりを、区民生活部の中で担えるとよい。
- ・関連した業務あるいは性質のものは、連携して現場で利活用すれば効率的なのではないか。
- ・各施設利用団体の情報が行政に届くだけでも、協働のまちづくりのためにはいい方向に行く。
- ・公民館については、区で統括されてしまうと困る。区単位で入れ物を統括してしまうと使いづらくなってしまわないか。
- ・区役所と管内施設との情報の共有。
- ・132をターゲットにするのか、ある程度実効ベースで検討された59にあと少し上乗せをするのか、実行可能性で徐々に増やして行くという、今回の委員会の役割は第1段階のもので、数年たったらさらに拡大の余地があるか、検討を義務付けるという提言を盛り込んで、段階的な議論をして行くのか。
- ・59の業務がここに示されたが、人員相当にしたらどのくらいの人数になるのか把握されていない。たぶん、小さすぎて出来ないのではないか。従って、量的なものの言い方で提言するのは、難しいと思われる。132の業務を全て聞いたとしても、量的にどうなのかということは結論に至らないのではないか。この73をもっと詰めてくださいということは言えると思うが、いくつまでして欲しいということは無理。
- ・73について、一つずつ議論するのは不可能。73はなぜこのリストから落ちたのか。絶対出来ないのか、工夫次第で出来るのか、あながい簡単に出来るのか、三つぐらいのグループに分けることが可能か。あまり時間が掛からずに出来るものは、いつ頃までにやってくださいと。Bグループのちょっと厳しいというものは、2年ぐらいかけてやってくださいと、三つぐらいに分けてプライオリティの高いところはいつ頃までに出来るのか。グルーピングをした上での提言でしか出来ないのではないか。59のところまで止めた議論だとすれば、新規・拡大・充実

をするというところが抜け落ちてしまう。やり方としては、それが一番効率的なのではないか。

- ・区役所というのは、行政の一番最先端の窓口なので、市民が使うときに、色々な相談のつてくれて、これはこういうところに対応できますよ、ということを知識として持っている。わざわざ区役所を肥大化させるようなことを、区民が本当に望んでいるだろうか。
- ・現場に近いところは現場でやる、というのが区役所の考え方。区役所が肥大化するのではなくて、むしろ肥大化しているのは本庁。頭でっかちになっている。従って、区役所が肥大化するという考え方は、取る必要はない。むしろ、市民に近いところで業務・行政サービスをしてもらうという考え方にすることが区役所の大きな役割、あるべき（姿）なのではないか。
- ・区役所にこれだけ業務を落とすことによって、何を期待しているのか。区役所を大型区役所にする、言い方をかえれば、小さな市をまた作るのか。専門知識を要する業務は元々専門家のいるところに残しておくべき。市民の声と、高齢化社会に近づいていくので、そういうものを大切にする区役所の窓口業務を考えるのがよい。  
区役所の部署と市（本庁）とで、密なる接点を持ってもう一度整理をすべき。
- ・区役所に行ったらこれは全部やってもらえるんだと考えれば、なにも区役所が小さな市になるとか考える必要はないのではないか。
- ・この59は59で詰めていただきたい。さらに先ほど提案があったとおり、残りの73の可能性を再度検討していただく。それでダメならダメと、ダメな理由を示していただければ結構だと。ダメだった部分については、基本的には、何年か、59なら59の数で区役所運営をした上で、経験を積んだ上で、あるいは市民の要望を聞いた上で、順次、権限の拡大すべきものはして行くという、その時の対象のリストにすればいいのではないか。だから、段階的に、今回は59なら59、これに、今後予定されているアンケートの市民の動向を加えた上で、増減を決めて行く。あとは、区との協議を着実に、人事計画も定めて詰めていただく、という2段階構えで行く。
- ・区役所としても、学校もやはり身近な問題なので、そういったものも取り扱いたい。そういった観点から調査をして業務を洗い出していくと、区役所のあり方というのが見えてくるのではないか。そういうコンセプトで検討しないといい区役所が出来ないのではないか。
- ・基本的には住民に身近な窓口業務は全て区役所でやった方が、住民に対してサービスの向上になると思う。それを受け入れるボリューム的なもの、人と箱は、現状では出来るところと出来ないところがあるのではないか。
- ・土木関係、道路関係、それから環境関係が各区で対応できない部分がかかなりある。予算の権限とか人事というものを含めてかなりの権限を。もう少し幅広い形でやっていただきたい。
- ・分割することによって損失する部分もあると思う。人材を確保しておいた方が効率いい場合もある。
- ・個々の事業を分析するというのではなく、むしろ「こういったもの」を区役所がすることによって、例えば環境面だとか福祉の面だとか道路の面だとかいろんな市民生活の分野の中で、こんな区に変わって行きますよ、というものを意見集約して行くんだらうと思っている。
- ・本庁は全市的企画・予算業務に徹し、実行・実施（執行）は区役所の業務とする。そのため

に応じた組織体系とし、区に関わる予算については各区へ予算配分する。

- ・コミュニティ課 地域振興課、区政推進課を新設する。上記により分離し区役所に移管される業務相当を配置。経済、商工、農業、観光など地域密着型振興策を配置。
- ・子育て関係は保育所（62ヶ所）管理とともに区役所移管。
- ・保健所、福祉部のうち地域に所属する業務は区役所移管。
- ・福祉部所属の老人憩いの家など26高齡者施設と障害者施設12ヶ所の管理。
- ・保健と福祉の連携の考えから地域に密着する業務を移管し機能的に統合。
- ・環境対策で現場に近いところの業務は区役所移管。現場に近いというのは、区役所に近い、ようするに市民に近いということ。
- ・それからもう一点、公民館とかコミュニティ施設の管理も本来ならば区役所にあるべき。地域内に所属する公共施設の施設管理は区役所にあるべきである。
- ・住民票等の郵便請求事務に関して、是非、検討を進めて実現する方向が望ましい。
- ・住民に身近な窓口業務は、その身近な政府である区役所に移管する。これは当然のことで、それが最も効率的である。
- ・区役所というのは地域に根ざしたものだと思う。そういう中で、防災の関係とか、青少年育成の問題とか、学校の問題であるとか、特に警備員の問題とか、土チャレの問題とか、地域との結びつきが非常に強いので、そういったものも考えながら行うのがよいのではないか。
- ・市民が望むものであればそれは全て区役所で対応した方がよいと思うが、市民が本当にそれを望んでいる業務なのか、そうでないのか、それを一旦整理した方がよいと思う。
- ・人員、予算、組織等の課題を整理して検討されて、可能なものから順次、という部分が一番大事だと思う。
- ・自治会とか、PTA組織とか、青少年育成会とか、既に地域に密着している、自治単位、自治組織があるものについて、優先して区の担当するところに移管して行くという視点で考えてみてはよいのではないか。
- ・優先順位の中で地域に根ざしたのから実施した方がよい。

## アンケート調査結果等による業務改善の方向

### 1. 基本的な考え方

### 2. 業務改善の方向

#### (1) 現状・課題と対応策

#### (2) 親しみやすく利用しやすい区役所づくりに向けた方向性の整理

- ・区役所のあり方の見直しのゴールは、市民の満足度アップ。大切なのは、ソフトの部分（職員のモラル、モチベーション）。これが根底にあって、ハードの部分が生きてくる。「明るい区役所づくり」を一過性ではなく継続的に実施するなど、ソフトの部分も重要。
- ・業務に熟知している職員が、笑顔で「それはどこで」と、それでいいのかもかもしれない。
- ・例えば、派遣研修などによって職員の能力のレベルアップを図るといっても並列的に行いながら移管すれば、問題は少なくなるのではないか。

- ・市民アンケート調査のフリーアンサーをみると、いちばん要望が多いのが「接客、勤務態度、案内サービス、職場の雰囲気」というソフトのところ。実はここが一番市民が市役所に望むこと。サービスポイントを増やすことも良いが、それを運用する職員のホスピタリティを上げないといけない。
- ・研修などのソフトはお金がかからない。お金のかからないソフトで市民満足度の4分の1がクリアされるのであれば、これをまず第1に行うべきだと思う。
- ・市民アンケート調査結果を施策としてまとめていく中で、一番大切なのは「明るい区役所づくり」。
- ・市役所の職員が何でも熟知していて、相談したら「ここに行ってください」というナビゲーションをしてくれば一番いい。

### (3) 土日等時間外の区役所窓口開設の方向性の整理

- ・私の周りで言われるのが、できればコンビニみたいに24時間営業の窓口が一つあればすごく助かるという声。区役所に何を求めますかという、その声が一番多い。出先、駅にある市民の窓口など、使われている窓口の稼働率を見る必要がある。

### (4) 支所、市民の窓口等のあり方の整理

- ・支所・市民の窓口等あり方整理とあるが、支所の活性化も考えに入れて欲しい。
- ・高齢者、障害者の方は、住基カードなり、市民カードを求めているのだろうか。これからの高齢化社会を見据える必要がある。(窓口に関して)弱者のことが俎上に上がっていない。コミュニティの場としてのひとつの区役所の存在価値は出てきつつある。高齢者や老老介護、障害者、子育て中の母親などに、もう少し分かりやすい説明のつくアナログ式のところも残しつつ、便利なシステム化を進めて欲しい。
- ・支所・市民の窓口の設置にあたっては、各区の取扱内容や処理件数を十分検討の上設置されているか。
- ・アンケートの報告を見ると、支所なり市民の窓口の機能を強化する方がサービス向上につながるのではないと思う。
- ・これから高齢化、老老介護になっていくのに、支所を乗り越えて区役所まで行かなければできない業務がたくさんある。
- ・業務に熟知している職員の教育に努め、接客とナビゲーター。
- ・委員会で検討する材料は常に本庁と区役所の関係だけで、それで窓口というものが加わっていたが、逆に、住民の窓口対応とか接遇(の満足度)を上げようとしたならば、区役所と支所・市民の窓口の関係をどう考えるかといったアクセスポイントの充実の方が、一つには重要である。
- ・報告書に区役所と支所・市民の窓口の関係の項目を置き、その中で事務をどう移譲するかは別としても、基本的には窓口対応を徹底させるための研修と、それなりの計画的な人事配置をしてほしいというようなことは入れておいた方がいいかもしれない。

## (5) 区役所業務の委託の方向性の整理

## (6) その他

- ・さいたま市の証明関係窓口、他の区などどここの窓口でも大丈夫ということを知っている市民が少ない。

## 区役所の独自性・裁量性の確保に向けた仕組みづくり

### 1. 基本的な考え方

- ・区役所のあり方検討で、一番大きなところは、区の独自性・裁量性が発揮できるようにということ。予算制度の検討や区長の権限などが大きなウェイトを占めてくると思う。
- ・ある程度包括的に区に自立性の高い権限を与えた方が、後々市民参加ということを見ると、区役所自体が非常に使い勝手のいいものになる。役割分担を検討する中で組織の権限、人事権、予算権なりというものを補足的に検討して提言すればパワーアップ出来るだろう。
- ・区には特性があり、区民の求めるものが違うところもあるはずなので、全部一律ということも必要だとは思いますが、ある一点では差別化して行く、ということも必要なのではないかと。
- ・事務権限は権限、役割は役割として配分された後に、そこに地域特性に応じて濃淡を出すのが、組織編制権、人事配置権、予算編成権。その地区の特性にあった活動、あるいは組織というものを作ることが出来る。役割分担はある程度一律であっても、補正化を表すための道具として予算編成権なり、組織編制権、人事配置権があると、係レベルのスクラップアンドビルドをするだけでも、特性に見合った組織作りは可能。
- ・区長に直接区民が意見を言ったり、区長マニフェストをどのように作ったのかというような情報公開のシステムといったところも担保していただきたい。
- ・現在のようなホームページなどでの情報の出し方だと、区長の動きが区民には中々わからない状況になっているので、そのあたりも考えていただけたらいいのではないかと。
- ・区民の区政への参加窓口の拡大と区役所の開放性だとか透明性を拡大すると同時に、多様な人々の参加の窓口を増やすという、区長や区役所の姿勢があったほうがいいのではないかと。
- ・基本的に特定の人に特定の情報が流れるような仕組みではなく、住民参加を標榜するのであれば、いろんな人が区なり区政に関われる、あるいは、情報を知り得るチャンスを設けてもらいたい。
- ・参加の間口を広げるような形が一番よい。
- ・区民の意識の醸成というのを、どのように高めて行くのか考えて行くのがよいのではないかと。
- ・徹底すべきは、参加の窓口とか情報の公開。
- ・委員会から役所に対するベクトルではなく、何か市民に対する提案内容みたいなものが（報告書の）どこかに盛り込まれればいいと思う。
- ・市民参加の拡大だとか意識の醸成といったものを、「基本的な考え方」にまとめられるのではないかと。

## 2. 区と区民の創意が活かせる予算システムの構築

### (1) 現状・課題と対応策

### (2) 区長への予算の直接要求権限の付与

### (3) 区長の議会出席

- ・予算要求権限を今回の委員会の中で提言、実現すると、今まで何段階もフィルターを経て予算獲得となっていたが、住民の発意を予算に反映させるという段階は、区内部で完結できるという形になる。
- ・区長の権限をもう少し大きくした方が良い。予算配分についても、1億円ぐらいの限度ではいるんな事柄について対応できないと感じている。
- ・自主事業をもっと充実するためには、コミュニティ課ではなく地域振興課と名づけて、人材の補強、予算規模の拡大を図るべき。
- ・本庁の局長と区長の一番の違いは、予算の要求権と決算。それ以外の組織と人事については、局長と全く同じ。
- ・地域振興の拠点としての機能を、どこまで区に与えたいのかといったときに、予算が実現すればかなり権限は強大化する。
- ・本庁は全市的企画・予算業務に徹し、実行・実施（執行）は区役所の業務とする。そのために応じた組織体系とし、区に関わる予算については各区へ予算配分する。
- ・（事務）権限は権限、役割は役割として配分された後に、そこに地域特性に応じて濃淡を出すのが、組織編制権、人事配置権、予算編成権。その地区の特性にあった活動、あるいは組織というものを作ることが出来る。だから役割分担はある程度一律であっても、補正化を表すための道具として予算編成権なり、組織編制権、人事配置権があると、係レベルのスクラップアンドビルドをするだけでも、特性に見合った組織作りは可能。

## 3. 区役所における新たな組織・人事等システムの構築

### (1) 現状・課題と対応策

### (2) 区長への組織編制権限の付与

### (3) 区長への人事配置権限の付与

### (4) 組織体制の見直し

- ・人事権：窓口業務に係る適材適所配置の人事確保権
- ・係長職以上は区長の権限でやるべき。
- ・身近な区役所に権限があれば、自分たちにとって都合のいい役に立つところになる。
- ・市政として全体で共通性を図る必要があるもの以外の分野（最低限、住民参画・協働分野）については、各区を競争する10区として位置づけた場合には、区間の差が生じても構わないのではと考える。組織編制のガイドラインを設置して方向性を示し、各区が切磋琢磨して住民参画を上手く活用することで、より建設的なさいたま市政を実現して欲しい。
- ・区の独自性・裁量性を発揮できなくしているものの原因は何か。
- ・人事権も、せいぜい5級ぐらいまで区長権限としてよい。
- ・組織権限と人事配置権限は、一緒に考えるべき。少なくとも3級のところは1本化すべき。

- ・組織・人事配置権限を考える前提条件として、組織・人事の権限を行使するからには、区長の任期から考える必要がある。
- ・組織・人事権は、別でもよい。課レベルの組織は、必要性や機動性という意味を以っても、変わることはあまり考えにくい。係までの単位の組織権は、機動性や地域の特性に応じた対応をしやすいという意味合いがある。
- ・人事については、対外的な責任という関係からいうと、課単位以上、5級クラスまで必要。
- ・係までの組織権限を区長に付与することには賛成。その際に、係はつくったけれどもその係長については本庁に伺いをたてるというのでは区長の権限として片手落ち。組織と人事権限は一致させるべき。
- ・(事務)権限は権限、役割は役割として配分された後に、そこに地域特性に応じて濃淡を出すのが、組織編制権、人事配置権、予算編成権。その地区の特性にあった活動、あるいは組織というものを作ることが出来る。だから役割分担はある程度一律であっても、補正化を表すための道具として予算編成権なり、組織編制権、人事配置権があると、係レベルのスクラップアンドビルドをするだけでも、特性に見合った組織作りは可能。
- ・区役所は、分権社会を見据え、地域振興の拠点としてある、とあるが、市民目線から見ると、ここに一番不十分な点がある。区役所の事務配分(イ)に区の自主事業の企画等となっているが、一番不十分だと思われるのはこの部分。自主事業をもっと充実するためには、コミュニティ課ではなく地域振興課と名づけて、人材の補強、予算規模の拡大を図るべき。
- ・今まで区になかったものが、政策。今回権限の移譲の関係で一番議論されるべき内容は、地域政策みたいなものをどうするのかという部分。地域の独自性、区間競争等を行う上では、政策をどうするのかという部分を詰める必要がある。
- ・コミュニティ課 地域振興課、区政推進課を新設する。上記により分離し区役所に移管される業務相当を配置。経済、商工、農業、観光など地域密着型振興策を配置。

## 4. その他

### (1) 区長の在職期間について

- ・次の年の予算を決める権限を与えたとしても、自分の決めた予算ではないものが課題と一緒に残ってくるという形になるので、当然モチベーションも下がる。自分でこのような区政運営をしたい、こういう区役所を実現しようと思ってもコンセンサス取れない。在任期間1年というのはあまりにも短い。最低でも2年間以上は必要。
- ・委員会の中で一つの意見があったとか、あるいは、望まれる、等の表現で取り上げるというのも、確かに重要。
- ・市長から継続性にも十分配慮するようにという指示も出ており、市としても積極的に努力する。
- ・区長が1年で辞めるところは、部長を残す等の配慮を。
- ・区長の旧市の出身、どこかで断ち切らないといけない。地元のこだわりが消えない一つの原因になっているのではないか。



- ・地元の職員として、地元との繋がり、コミュニケーション、そういう部分でのメリットもある。
- ・区長の在職期間について、長ければ良くて短ければまずいということではなく、人材の流動化というものは、必要。区長マニフェストのP D C Aをしっかりと行うことが一番大切。
- ・(組織・人事配置権限を考える前提条件として、)区長の任期は、原則3年というのはどうか。長からず、短からず、地域に根を下ろして業務に取り組めるのでは。
- ・在職期間1年だと、いくら優秀でもその気がなかったら全然進まない、後継者も育たない。責任を持って何かをやるうとすれば最低でも3年程度は必要。地域の関係を知れば知るほど、あまり短い期間だと継続性が出なくなってしまう部分があるので、3年ぐらいが丁度よい。

## (2) 区のホームページについて

- ・情報開示がへた。知らされない場面が非常に多い。ホームページは各区の自由裁量に任せるべき。

## (3) 区長マニフェストについて

- ・区長マニフェストのP D C Aをしっかりと行うことが一番大切。
- ・区長マニフェストは、やはり区の方針として、区のトップがメッセージとして出すものという感じがする。

## 提言内容の実施に向けて

- ・一度に全部10区で行うというのではなく、例えばモデル区を設けて、そこで実験的にいき、住民が本当にそこを必要としているのかどうかといったことも検証しながら行う必要があるのではないかな。
- ・社会実験を区で行ってみて、それを基に全区に適用するかしないかを判断する。これは一つの大きな有効なアイデアだと思う。
- ・優先順位を考える。そこを担ってもらえる地域住民がいるのかどうかというところに重点を置いて、考えて行く方がよいのではないかな。
- ・実施にあたっては、時間軸を考えて行くべき。ゴールのスケジュールを並行して立てて行くべき。
- ・早めの告知を是非忘れないでいただきたい。